

令和5年度第1回天理市入札監視委員会 概要

日 時：令和5年10月3日（火）午後1時30分から午後4時10分頃まで

場 所：天理市役所4階 特別会議室

出席委員：川崎委員（会長）・中川委員・古崎委員

審 議 事 項

（1）公共工事等の入札及び契約の手續きの運用状況等に係る報告に関して

令和4年度の入札契約状況については、建築一式工事の発注数が少なく、電気工事による学校設備の長寿命化を図るものが多く行われました。

平均落札率の経年変化については、どの工種もほとんど変化はありませんが、令和3年度から令和4年度は、わずかに上昇傾向となっています。令和4年度に実施した7割弱の入札が、85%以上90%未満の落札率で落札されており、残りの入札は全て90%以上95%未満で落札されました。

（2）令和4年度における変動型最低制限価格の実績及び電子入札等の実施に係る報告に関して

令和4年度の変動型最低制限価格制度による入札は8件ありましたが、その内3件はくじによる落札者の決定になりました。変動型最低制限価格制度によらない入札は、くじによる落札者決定が100%ですので、その観点から考えると、くじによる落札者決定が低く抑えられていると考えます。

令和4年度の電子入札の実施件数は53件です。令和4年7月から全ての建設工事で導入していますので、令和3年度と比較して取扱い件数は増加しておりますが、増加したことに

よる問題等は特に出ておりません。

(3) 一般競争入札及び指名競争入札、随意契約に係る抽出案件

資料No.①「令和3年度（補正）道路改良工事別所丹波市線」

・設計変更の内容について

委員より設計変更の理由についてご質問をいただきました。

「設計変更の理由は、施工する道路を県道敷から接続するにあたり、ガードレールを復旧するよう指導を受けたことや仮設の土嚢工を増やす必要が生じ、また、竹の伐採量が設計時よりも増えたため設計変更を行いました。」と回答がありました。

資料No.③「交通安全施設等整備事業 道路区画線工事①」

・随意契約の理由について

委員より随意契約の理由についてご質問をいただきました。

「本案件は、入札により決定され既に単価契約を締結した業者と随意契約を締結したものです。」と回答がありました。

・工事業者について

委員より本工事は区画線を専門にしている事業者が行ったのかご質問いただきました。

「建設業法上の塗装工事の許可を受けている事業者が工事している。」と回答がありました。

資料No.④「道路修繕工事（舗装）上入田都祁線（1工区）及び道路修繕工事（舗装）上入田都祁線（2工区）」

・合併入札について

委員より合併入札の理由についてご質問いただきました。

「1工区と2工区を各々に発注すると経費が高くなるため、合併入札により発注しました。」と回答がありました。

資料No.⑥「天理市立北中学校仮設校舎解体工事」

・随意契約の理由について

委員より具体的な随意契約の理由についてご質問いただきました。

「既に当該学校で工事を行っている仮設校舎の建築業者と随意契約を締結した理由としては、現場や学校運営のことを熟知しているので、他の業者よりも解体工事をスムーズに行えると考えたためです。」と回答がありました。

委員より「随意契約の締結に至るまでに取り交わした書面や費用面等を含めて、当該業者に発注することの妥当性について精査し、随意契約に至った理由を随意契約理由書に具体的に記入する必要がある。」というご指摘をいただきました。

資料No.⑦「天理市立丹波市小学校屋内運動場照明設備改修工事」

・設計金額について

委員から他の屋内運動場照明設備改修工事に比べて設計金額が高い理由についてご質問いただきました。

「天理市立丹波市小学校の体育館は他の小中学校に比べて広く、また、舞台照明は特殊な設備のため設計金額が高くなっています。」と回答がありました。

資料No.⑨「天理市立西中学校屋内運動場照明設備改修工事」

・入札方法について

委員から設計金額（税抜き）が 10,000 千円以上であるのに変動型最低制限価格制度の入札ではない理由についてご質問をいただきました。

「本案件は当初行った入札では、変動型最低制限価格制度による入札を行ったが、決定した最低制限価格から予定価格の範囲内での応札がなく入札不落になったため、決定した最低制限価格を事前公表し、再度入札を行ったものです。」と回答がありました。

* 入札・契約に関する質疑について抜粋して記載していますが、これら以外にも工事内容等に関して多数の質疑をいただきました。

（４）委員会審議のまとめ

「説明のあった案件の中では、入札・契約事務の不備を指摘するような事項は特段見受けられない。随意契約については、特に特殊な案件は、しっかり随意契約理由の検討を進めること。また、変動型最低制限価格制度の変動係数については、今後も経過を見ながら検討すること。」と川崎会長によるまとめがありました。